

## 中学校学習指導要領（平成29年3月告示）

### （前文）

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的 総 則 国 語 な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を 期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心 を培うとともに、健やかな身体を養うこと。 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精 神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う こと。 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神 に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、 他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。 これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一 人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある 存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊か な人生を切り拓ひら き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが 求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教 育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。 教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、 よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有 し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・ 能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会と の連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実 現が重要となる。 学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大 綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する 学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を 生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の 蓄積を生かしながら、生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、 学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。 生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせ るようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地 社 会 数 学 理 科 音 楽 美 術 保健体育 技術・家庭 外国語 特別活動 幼稚園 教育要領 域の人々も含め、様々な立場から生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割 17 である。幼児期の教育及び小学校教育の基礎の上に、高等学校以降の教育や生涯に 総 則 国 語 社 会 数 学 理 科 音 楽 美 術 保健体育 技術・家庭 外国語 特別活動 幼稚園 教育要領 わたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくため に広く活用されるものとなることを期待して、ここに中学校学習指導要領を定める。